

平成29年度 第11回香取市農業委員会総会議事録

平成30年2月6日

2月6日(火)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 議案第7号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第10 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
日程第11 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は16名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	2番	越	川	定	勝	
3番	富	澤	克	彦	4番	寺	島	美	幸	
5番	飯	森		孝	6番	片	野	壽	夫	
7番	海	老	澤	武	8番	高	松	多	可	史
9番	鵜	澤	幹	司	10番	林		藤	江	
11番	菅	谷	樹	雄	15番	伊	藤	は	つ	子
16番	高	木	重	樹	17番	伊	藤		寛	
18番	栗	林	利	男	19番	大	堀		潔	

1. 欠席委員3名、その氏名は下記のとおり

12番	内	山	勝	己	13番	篠	塚	正	悟
14番	高	木	甚	一					

1. 事務局職員出席者

事務局長	篠	塚	和	広	管理班長	高	岡	晃
農地班長	越	川	泰	克	主 査	滑	川	典 文
主 査	高	橋	亮	太 郎				

開会 午後 2時55分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、16名です。

欠席委員は、12番 内山勝己委員、13番 篠塚正悟委員、14番 高木甚一委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議長 ただいまから、平成29年度第11回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、8番 高松多可史委員、11番 菅谷樹雄委員を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成30年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから8ページで、整理番号は1番から14番です。

最初に1ページの整理番号1番および6ページの整理番号11番の案件は、親子間による使用貸借権設定で、整理番号1番は農業者年金の受給に係る使用貸借権の再設定、整理番号11番は親が認定者農業者のため、子名義の農地を担い手である親に使用貸借権設定をするものです。

次に、2ページの整理番号2番、3番、4ページの7番、8番、9番、7ページの12番、13番の案件は譲受人が農業経営規模拡大を図ることを目的として、売買または贈与により所有権移転を行うものであります。

次に、3ページの整理番号4番、8ページの整理番号14番の案件は、譲渡人が農業を廃業のため、譲受人に売買または贈与により所有権移転を行うものであります。

次に、3ページの整理番号5番および6番の案件は、譲受人が農業経営に新規参入するため、農地を借受けるものであります。

次に、5ページの整理番号10番の案件は、親から子への生前一括贈与であります。

以上、14件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 伊藤はつ子委員。

15番高木委員 去る、1月29日、月曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は14件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがいまして、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号2番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は住所地から遠い場所に位置するため、処分したい意向であり、譲受人は自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番、4番の2件について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号3番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は高齢で農地を処分したい意向があり、譲受人は経営の安定を図るため、農地を売買にて譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。

なお、申請者2名は親子関係でもあります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号4番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり譲受人は、自作地に隣接している農地を取得し耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番から8番の4件について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号5番、6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号5番、6番については、譲受人が同一であるため一括して説明いたします。

申請地は、従前より譲受人が耕作・管理しており、農業経営の安定化を図りたいことから、譲渡人と賃借権の設定について協議が整ったものです。

申請地は、作付良好な優良農地で譲受人の自宅からは、通作時間10分程度と利便な農地であることから、農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

なお、譲受人は将来この地域の担い手となってもらえるよう期待している人物でございます。

続いて、整理番号7番について、説明をいたします。

この申請は、譲受人が自宅近くの農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続いて、整理番号8番の現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請地の所有者が相続人不存在なため、相続財産管理人が選任され、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く通作に支障ないことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号9番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号9番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地と一体化している農地を取得し耕作したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地を取得することから、安定的な農業経営ができることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 10 番について、9 番 鵜澤委員。

9 番鵜澤委員 整理番号 10 番につきまして、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものであります。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 11 番について、16 番 高木委員。

16 番高木委員 整理番号 11 番について、菅谷推進委員と現地調査を行った結果を説明申し上げます。

この申請は、この所有地に認定農業者である父に使用貸借権の設定を行うものであります。

なお、本申請は現在工事施工中の府馬地先における土地改良事業を円滑に推進するためのものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 12 番、13 番の 2 件については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いいたします。

事務局 それでは、代読させていただきます。

整理番号 12 番について、小林推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、作付良好な優良農地で譲受人の自宅から近く通作に支障ないことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号 13 番について、小林推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は高齢化による農業経営の規模縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、作付良好な優良農地で、譲受人の自作地の隣接地区にあたり通作に支障ないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号14番について、19番 大堀委員。

19番大堀委員 整理番号14番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は県外在住で耕作不可能であることから、農地を処分したい意向があり、地元の親戚である譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものであります。

申請地は、譲受人の自作地の隣に位置し、通作利便な農地であることから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

栗林委員。

18番栗林委員 整理番号5番、6番の譲受人、これから担い手になる期待もありどのような感じで農業に参入しようとしているか教えてください。

事務局農地班長 この譲受人の場合、私の記憶では、私が3条担当で約5年前、お兄さんが、農地を借り受けて新規参入しております。そのときに聞いた話では、〇〇〇〇さんをやっているんですけど、顧客さんが皆さん結構高齢化で「農地をどうかしてほしい。」という依頼を受けて、長男さんがそういうことであれば「私が農地を借り受けてやりますよ。」ということで、その当初は新規参入になりました。

今回、また弟さんもそういうわけで多分顧客さんが高齢化ということで、また農地の引き受けをお願いしたかなと思うんですけども、一応、詳しく営農計画の方を申し上げますと、水稻を行うということでございます。面積が約1.4ヘクタールということであっております。

細かい農業実施計画、こちら申し上げますと、もう一度面積は150アールで生産量、約7200キログラムということで、当初の計画は出ております。

農機具については、それぞれ〇〇〇〇さん、やっていますので、トラクター以下田植え機、コンバイン、乾燥機等が全部自前でそろっているということで計画書があがっております。

生産関係についても販売計画ですけれども、当初の売上金額が149万ということで、経費の分が130万ということで、ちょっと利益がそんな上がってないように思いますけれども、本業が〇〇〇〇さんをやっているということでもありますので、ある程度合理的な農業経営ができるんじゃないかという判断で、私の方は一応申請を受け付けたわけでございます。

議 長 ほかに、ございませんか。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年2月6提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは9ページから15ページで、整理番号は1番から15番で、すべて同一事業であります。

山砂採取事業の期間延長に伴う、山砂採取用地および搬出路用地の一時転用期間延長の計画変更申請であります。

以上、15件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、15件であります。

整理番号1番から15番について、書類等で審査した結果、山砂採取事業の期間延長に伴う一時転用期間の更新であり、申請の用途に供することの確実性についても問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番から15番の15件について、16番 高木委員。

16番高木委員 整理番号1番から15番につきましては、関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、菅谷推進委員には、現場に行って説明を申し上げました。

場所なんですけれども、〇〇〇〇号線を〇〇方面に行きまして、ちょうど〇〇〇と〇〇〇の境界を上がった所でございます。

権利の内容は、貸借権および使用貸借権の設定です。

譲受人は、〇〇〇に本店がある山砂採取等の事業を営む法人です。

すべての申請地は、平成30年2月28日までの一時転用期間の許可を受けておりますが、山砂採取事業の継続により、一時転用期間を1年間延長するものです。

なお、申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。議案の概要を説明します。

ページは16ページです。

整理番号1番、転用目的は貸駐車場用地です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であります。

以上の1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 伊藤 はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

本案件については、現地調査を行いました。

現地調査の結果、農地の立地区分について問題なく、現在営業している〇〇〇〇〇〇〇〇の従業員および業務用のトラックの駐車場として利用することであり、申請の用途に供することの確実性について問題はなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所ですが〇〇〇〇〇を〇〇方面に〇キロほど行きますと左手に〇〇〇〇〇〇〇〇があります。その隣地になります。

達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件についても調査の結果から、他の農地に被害を及ぼす影響および申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇号線〇〇方面から行きまして〇〇の〇〇〇方面に行く信号を右折し、まして〇〇〇の前を右折いたしまして〇〇〇〇〇の前の〇〇を渡って〇〇〇の方に〇〇メートル行った所が現地です。ちょうど〇〇〇の反対側になります。

権利内容は、所有権の移転です。

譲受人は、市内で建築事業を営んでいる法人ですが、現在事業用の資材置場として利用している倉庫がいっぱいとなったため、会社から適切な距離にある申請地に主に建築事業用の材木置場となる場所を確保する計画をしたものです。

申請地は、現況のまま利用し用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地はなく、申請地は現況のまま利用します。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所としては、〇〇〇〇〇〇の終点を右折いたしまして約〇キロ進んだ所に〇〇〇〇の車庫があります。その車庫より約〇〇メートル進んだ所です。

権利内容は、所有権の移転です。

譲受人は、市内で〇〇〇〇の加工、販売事業を営んでいる法人ですが、加工事業の原料となる〇〇〇〇〇〇〇〇の置き場が不足しているため、本社に近い申請地に確保する計画をしたものです。

申請地は、砕石敷きとし、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理、汚水・雑排水の発生はありません。

また、申請地より周囲の方が高いため土砂の流出はありません。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号3番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

〇〇〇〇〇〇〇〇線を〇〇方面へ向かい〇〇〇〇〇〇と合流する〇〇交差点信号を右折し、〇〇メートル直進した右側が場所です。

権利内容は所有権の移転です。

譲受人は、東京都に本社がある太陽光等の自然エネルギーを利用した発電システムの設置事業のほか、多岐にわたる事業を営む法人ですが、再生可能なクリーンエネルギーを生産することで、地球温暖化対策に貢献することを目的として太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地は整地し、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には、フェンスを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

設置実績も全国各地にあり、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号4番、5番の2件について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

なお、この件については高木推進委員さんと電話にて説明してあります。

場所は、〇〇〇〇所を〇方面へ〇〇メートル位行った所を右折し、また〇〇メートル位行った所の左側で〇〇〇〇所の西側で道挟んで反対側にあります。

権利内容は、賃借権の設定です。

譲受人は、東京都に本店がある太陽光等の自然エネルギーによる発電事業や、土木・建築・電気工事事業を営む法人ですが、住宅地の中にある申請地を有効活用するため、太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地は、現況のまま利用し太陽光発電設備は支持層まで杭を打って設置します。

また、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、申請地の外周にネットフェンスを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

設置実績も全国各地にあり、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号5番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇の〇〇〇を〇〇〇〇〇〇方面へ右折し〇〇〇前の陸橋を過ぎて、その次の信号手前を左折して〇メートル位で、そこをまた左折して〇メートル位行った所の左側です。

権利内容は、所有権の移転です。

この申請は、譲受人は市内で不動産事業などを営んでいる法人ですが、立地条件が良く、住宅地としての需要が多い申請地に建売分譲地を整備する計画をしたものです。

申請地は、用水は上水道を利用、雨水は市道側溝へ放流し、汚水・雑排水については、下水道へ放流します。

また、隣接農地には、擁壁を設けることで土砂流出の防止を図ります。

なお、申請地と市道の間に農地を残すこととなりますが、適切に農地利用することです。資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番、7番、8番の3件については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いいたします。

事務局 代読させていただきます。

まず、整理番号6番につきまして、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇の交差点から、〇〇〇〇〇〇方面に約1キロ進んだ所にある〇〇〇の信号〇メートル手前となる場所を左折し、その坂道を約〇〇メートルのぼって行った所を右折し、約〇〇メートル入った場所になります。

権利の内容は、使用貸借権の設定です。

譲受人は、申請地の一部につきまして、平成26年2月に太陽光発電施設用地の転用許可を

を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求め
る。平成30年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成29年度第11次農用地利用集積計画1番から135番までの申請であります。議案書の
20ページから78ページです。

所有権移転が3件、8,908㎡で、このうち田が6,125㎡、畑が2,783㎡です。

次に、賃借権設定の新規が77件、276,549㎡で、このうち田が266,339㎡、畑が10,210
㎡です。

再設定が54件、251,010㎡で、このうち田が235,104㎡、畑が15,906㎡です。

次に、農地中間管理事業です。

賃借権設定の新規1件、田で15,663㎡です。

以上135件の第11次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第
3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成30年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは78ページです。

賃借権設定の新規が1件、田で15,663㎡です。

以上、1件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について。下記のとおり租税特別措置法第70条の4第1項の適用を受けるための証明願の提出があったので、証明について審議を求め。平成30年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。議案の概要を説明します。

ページは80ページです。

匝瑳市に在住の贈与者 ○○○○○氏は、昨年中に農業後継者の○○○○○氏に農地の生前一括贈与を行いました。

贈与者は、匝瑳市に60アール、旭市に30アール、多古町に27アール、香取市に33アールの農地を所有しており、各市町農業委員会において昨年中に農地法第3条の許可を受けて所有権移転しております。

今回の適格者証明願については、今年の2月から3月に税務署へ贈与税の納税猶予の申告をする際に贈与者と受贈者の適格者証明書が必要なため、証明願が香取市農業委員会に提出されたものであります。なお、別紙配布、議案第7号参考資料が証明願がお手元に配布の物がその様式でございます。

本案件については、匝瑳市農業委員会に経営実態等について、問題ない旨を確認済であります。

なお、受贈者は匝瑳市の認定農業者であります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明書の交付することと決定いたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第4号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成30年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、4件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成30年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は20件であります。

報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成30年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成30年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件であります。

以上、報告を申し上げます。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時37分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人